

第 5 0 号議案

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 加東市福祉医療費助成に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 0 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(26) 〔略〕 (27) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(26) 〔略〕 (27) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その

属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第41条の3の3第2項</u>の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。	属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第41条の3の11第2項</u>の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。
---	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

（加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正）

第2条 加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例（平成18年加東市条例第121号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)の規定による療養、保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る療養(以下「療養」という。)のあった月の属する年度(療養のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年の前年(療養のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)の規定による療養、保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る療養(以下「療養」という。)のあった月の属する年度(療養のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年の前年(療養のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2

項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）<u>第４１条の３の３第２項</u>の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から１０万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第３５条第２項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第１号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が８０万円以下であるものをいう。 (4) 〔略〕	項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）<u>第４１条の３の１第２項</u>の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から１０万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第３５条第２項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第１号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が８０万円以下であるものをいう。 (4) 〔略〕
--	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 5 0 号議案 要旨

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号。以下「法」という。）の一部が改正されたことから、法を引用している条例について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

次に掲げる条例について、引用する法の条ずれを改めること。

- (1) 加東市福祉医療費助成に関する条例（第 1 条関係）
- (2) 加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例（第 2 条関係）

3 施行期日 公布の日